



長野県報

4月27日(金)
平成19年
(2007年)
号外

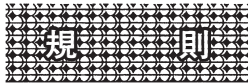
目次

規則

人事委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（人事委員会事務局）…………… 1

告示

人事委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続き（人事委員会事務局）…………… 1



人事委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布します。

平成19年 4月27日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第7号

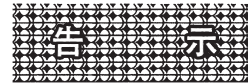
人事委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

長野県人事委員会に係る申請、届出その他の手続等に係る長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）の施行については、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県人事委員会告示第3号

人事委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県人事委員会規則第7号）の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年 4月27日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

名 称	条 項
長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）	第6条第1項

人事委員会事務局